

# 手話言語等促進条例の取組みの 進捗状況及び今後の取組み

令和8年3月 吹田市福祉部障がい福祉室

# 吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例の概要

令和5年12月1日施行

## 第1条（目的）

## 第2条（定義）

## 第3条（基本理念）

障害者の権利に関する条約及び障害者基本法の趣旨を踏まえ、手話が言語であることの理解の促進及び普及、コミュニケーション手段を選択して利用する機会の確保を推進する。

## 第4条（市の責務）

手話への理解の促進及び普及を図るとともに、障がい者の情報の取得やコミュニケーションの円滑化に関する施策を推進する

## 第5条（市民の役割）

条例の基本理念を理解し、市の施策に協力するよう努める

## 第6条（事業者の役割）

条例の基本理念を理解し、障がい者が必要なコミュニケーション手段を利用することができるよう、合理的配慮を行うとともに、市の施策への協力に努める

## 第7条（滞在者への対応）

## 第8条（施策の推進方針）

- 市は、以下の事項に関し、推進方針を定める。
- (1) 手話への理解の促進及び普及
  - (2) 障がい者が情報を取得しやすく、コミュニケーション手段を選択して利用しやすい環境の整備
  - (3) コミュニケーション支援者の育成及び確保
  - (4) その他

## 第9条（意見の聴取）

市は、推進方針の策定・変更や、施策の実施状況に関し必要がある場合、障がい者、学識経験者等の意見を聴く

## 第10条（コミュニケーション手段を学ぶ機会の提供）

## 第11条（コミュニケーション手段による情報発信）

## 第12条（公共施設等における啓発）

## 第13条（学校等における手話及びコミュニケーション手段への理解の促進）

## 第14条（委任）

# 吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例 施策推進方針

## 第1 推進方針

条例第8条により、市が施策を推進するための方針は以下の3点とします。

- 1 手話への理解の促進及び普及
- 2 障がい者が情報を取得しやすく、コミュニケーション手段を選択して利用しやすい環境の整備
- 3 コミュニケーション支援者の育成及び確保

※コミュニケーション支援者：手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者、盲ろう者通訳・介助員など

## 第2 現状と課題

### 【現状】

コミュニケーションを取るときに求める支援について

- ・視覚障がい者は「わかりやすい言葉で話してほしい」が最も多く、「点字を使ってほしい」は14.3%
- ・聴覚障がい者は「大きな声でゆっくり話してほしい」が最も多く、「手話を使ってほしい」は29.6%、「文字を使ってほしい」は42.3%

※第7期障がい福祉計画の策定に向けたアンケート結果より（令和5年（2023年）実施・対象2,000人）

### 【主な課題】

- ・手話の普及・啓発の取組が限定的で、幅広く周知できていない面がある
- ・多様なコミュニケーション手段に対する理解が不十分で、コミュニケーション手段への配慮がさらに必要
- ・市の各部局で統一的な対応ができていない
- ・病院を受診する際など、専門性の高いコミュニケーション支援者が十分に確保されていない

## 第3 目標

- 1 手話への理解の促進と普及
- 2 障がい者の情報取得及び障がいの有無に関わらず全ての人の円滑なコミュニケーションの推進

## 第4 方向性・到達点・主な取組

3ページのとおり

## 第5 推進体制

- 1 進捗状況の確認  
推進方針ごとに進めるべき市の取組の進捗状況について全室課に年に1回照会を行い、確認していく。

- 2 進捗管理

- 【庁外】
- ・手話言語等促進条例作業部会を毎年開催し、進捗状況の報告及び意見を聴取
  - ・障がい者施策推進専門分科会に報告

【庁内】

- ・市長をトップとする障がい者福祉事業推進本部に報告

- 3 方針の見直し

障がい福祉計画に合わせ、3年ごとの見直しを基本とするが、庁外の作業部会や専門分科会での当事者などの意見を踏まえ柔軟に対応していく。

## 第4 方向性・到達点・主な取組

### 推進方針1 手話への理解の促進及び普及

#### 【方向性】

手話が言語であることについて理解を広め、多くの人に手話に関心を持ってもらい、気軽に手話が使えるよう、学ぶ機会を提供する。また、意思疎通手段の一つとして安心して手話を使える環境をつくる。

#### 【到達点】

あいさつ程度の簡単な手話を身に付けるなど、誰もが手話に親しみ、コミュニケーションをとりやすいまちにします。

【主な取組】 ●既に実施中で、今後さらに推進 ▲一部実施 ○今後検討

- 市民向けの手話講座
- 動画配信チャンネルで手話の啓発動画を配信
- 市職員向け手話研修の実施
- 市内大学の学生の手話サークルと連携した取組

- ▲市報やパンフレット・ポスターを用いた啓発
- ▲公共施設のデジタルサイネージ等を活用した、手話への理解促進
- ▲学校や未就学施設における子供が手話に接する機会の提供
- 手話サロン、手話サークルなどの情報収集や紹介、活動促進への協力

### 推進方針2 障がい者が情報を取得しやすく、コミュニケーション手段を選択して利用しやすい環境の整備

#### 【方向性】

障がい者が情報取得やコミュニケーションで困ることがないように、何らかの手段を用意し、また用意していることを広く周知することで、安心して利用できる環境を整備する。

#### 【到達点】

障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段を用いて、障がい者が容易に情報を取得することができ、スムーズに意思疎通ができるまちにします。

【主な取組】 ●既に実施中で、今後さらに推進 ▲一部実施 ○今後検討

- 市窓口での筆談可能を示す掲示物の設置及び筆談マニュアルの常備
- 市窓口到手話通訳者を配置又は必要に応じ手配
- 社会的業務の際に手話通訳者及び要約筆記者を派遣
- 遠隔手話通訳サービス
- NET 119の実施
- 点訳版、音訳版の市広報誌の発行
- 市が発信する動画や市議会本会議放映システムでの字幕表示
- 市立図書館での対面朗読の実施、点訳・音訳図書製作・貸出
- 市公式ウェブサイトのリニューアルに伴うウェブアクセシビリティの向上
- ▲市のイベント・会議開催時に手話通訳者や要約筆記者を必要に応じ手配

- ▲市窓口での筆談ボードの配備
- ▲市のイベントでの筆談対応が可能なことを示す掲示物の設置
- ▲災害時・緊急時の情報伝達手段や避難所等での支援準備及び周知
- ▲より視認性を高めるため、市からの通知文書等のUDフォント使用の統一
- ▲市の発行物等におけるやさしい日本語の使用
- イラスト等を指さしするコミュニケーション支援ボードの市窓口への設置
- 音声文字化するICTやAIなどのデジタル技術の活用
- 事業者等によるコミュニケーション手段の確保などへの支援
- 市のイベントや会議開催時の必要な支援をチェックリスト化
- 指定管理者及び市の委託事業者における必要なコミュニケーション手段の確保

### 推進方針3 コミュニケーション支援者の育成及び確保

#### 【方向性】

市民が手話をはじめとしたコミュニケーション技術の習得を目指すことができる環境を整備し、技術を持った人材の育成を継続的に進めていく。

#### 【到達点】

障がい者が必要に応じて、専門的なコミュニケーション支援を受けられるまちにします。

- 【主な取組】 ●既に実施中で、今後さらに推進 ▲一部実施 ○今後検討
- 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修
  - 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣

- よりレベルの高い市民向け手話講座の開催
- 手話通訳者が配置されている医療機関リスト等の提供
- 遠隔手話などICT技術の活用

# 手話言語等促進条例の取組みの実施状況

## 1 手話言語等促進条例の全庁横断的な取組みのアンケート

期間:令和7年7月17日(木)～8月6日(水)

対象:①全職員(会計年度任用職員も含む)

②全室課

内容:①全職員へ、条例の全庁横断的な取組みの実施状況の確認

②全室課へ、条例の全庁横断的な取組みの実施状況の確認

アンケート方法:グループウェアの庁内用電子申込システムを利用

## 2 手話言語等促進条例推進方針の各取組みの進捗状況照会

期間:令和7年7月17日(木)～8月6日(水)

対象:条例推進方針の各取組みの担当室課

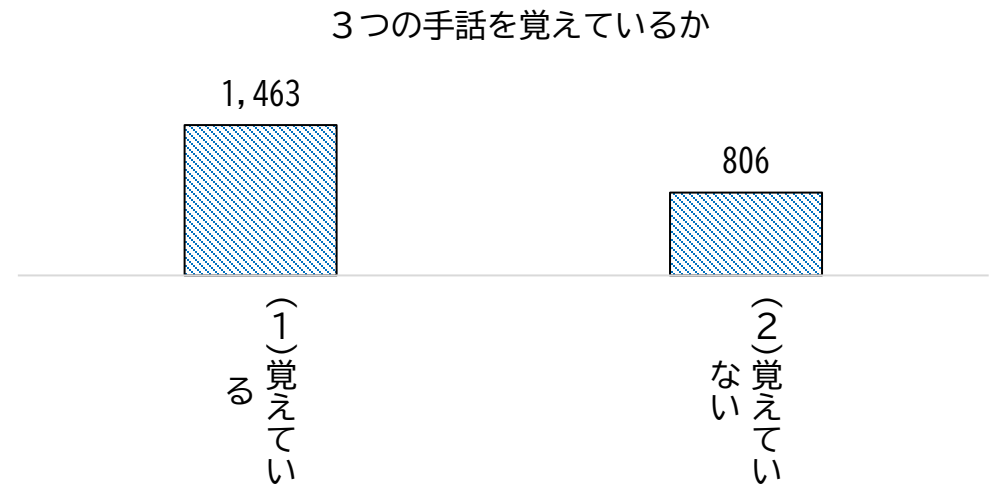
内容:条例推進方針の各取組みの令和6年度及び令和7年度の進捗状況の照会

# 【全職員対象】 手話言語等促進条例の全庁横断的な取組み

## 【R7.7アンケート抜粋】

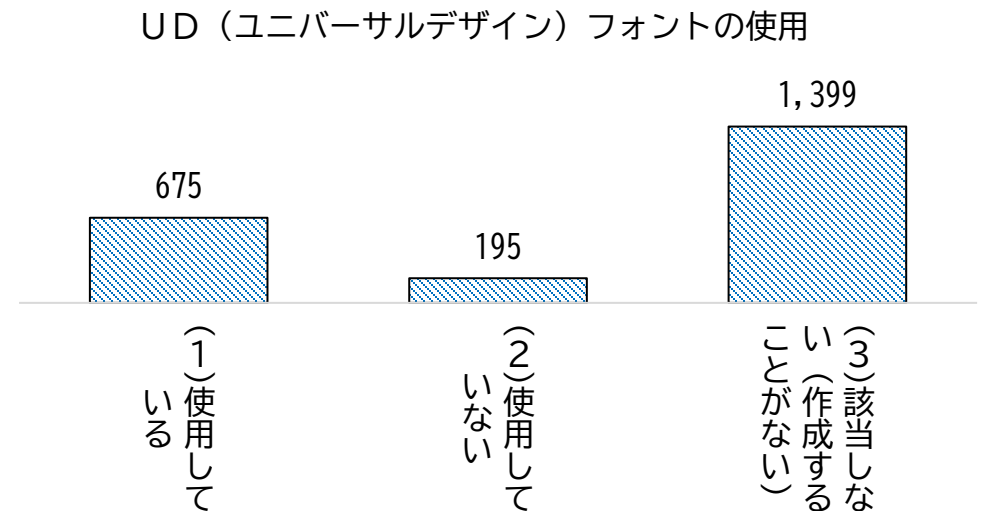
1 3つの手話「こんにちは」、「ありがとう」、「よろしく お願いします」を覚えているか。

(1)覚えている	1,463
(2)覚えていない	806
総計	2,269



2 市民への通知文等の作成にあたり、UDフォント(ユニバーサルデザインフォント)を使用しているか。

(1)使用している	675
(2)使用していない	195
(3)該当しない(作成することがない)	1,399
総計	2,269



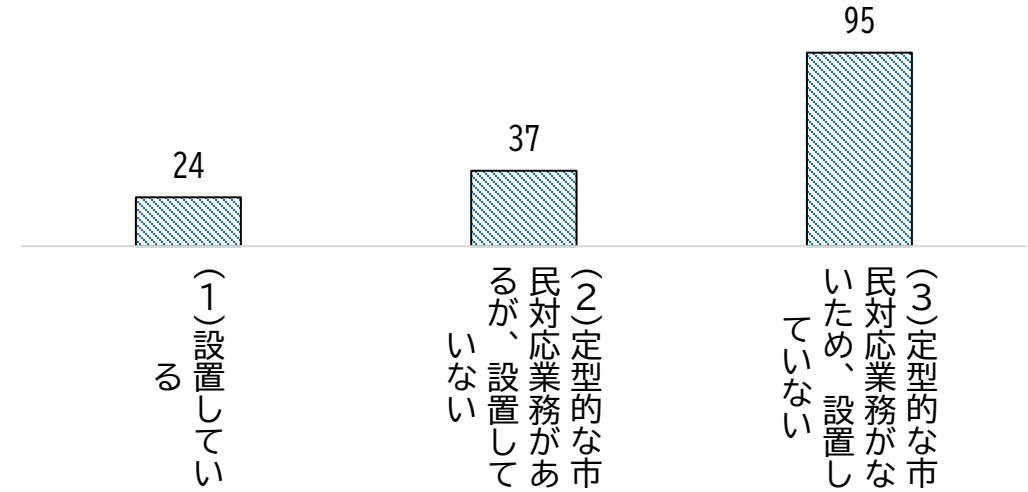
# 【全室課対象】 手話言語等促進条例の全庁横断的な取組み

【R7.7アンケート抜粋】 ※重複して回答している室課について、すべて反映して集計

1 窓口に「コミュニケーション支援ボード」を設置しているか。

(1)設置している	24
(2)定型的な市民対応業務があるが、設置していない	37
(3)定型的な市民対応業務がないため、設置していない	95
総計	156

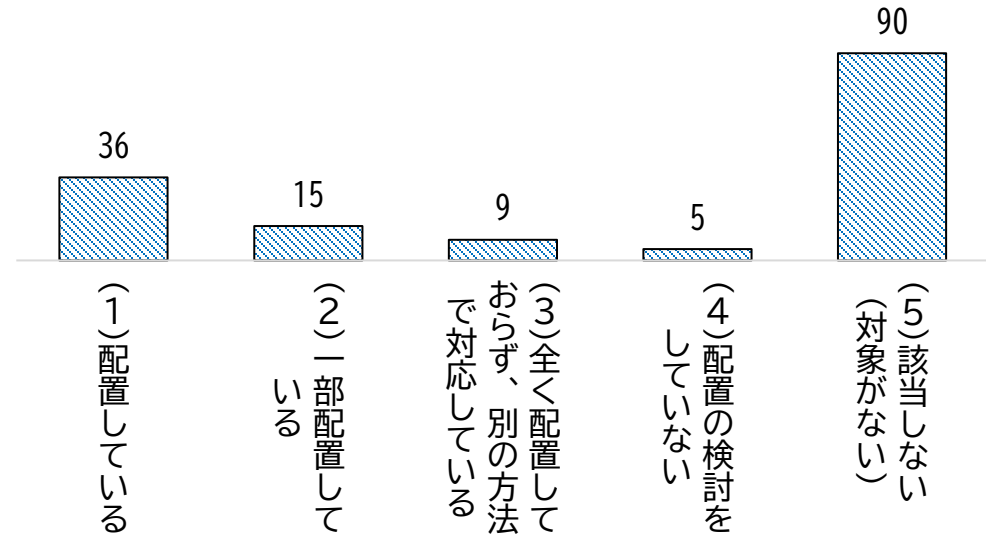
コミュニケーション支援ボードの設置



2 市のイベントや会議を開催するにあたり、必要に応じ手話通訳者や要約筆記者を配置しているか。

(1)配置している	36
(2)一部配置している	15
(3)全く配置しておらず、別の方法で対応している	9
(4)配置の検討をしていない	5
(5)該当しない (対象がない)	90
総計	155

イベント・会議での手話通訳、要約筆記者の配置

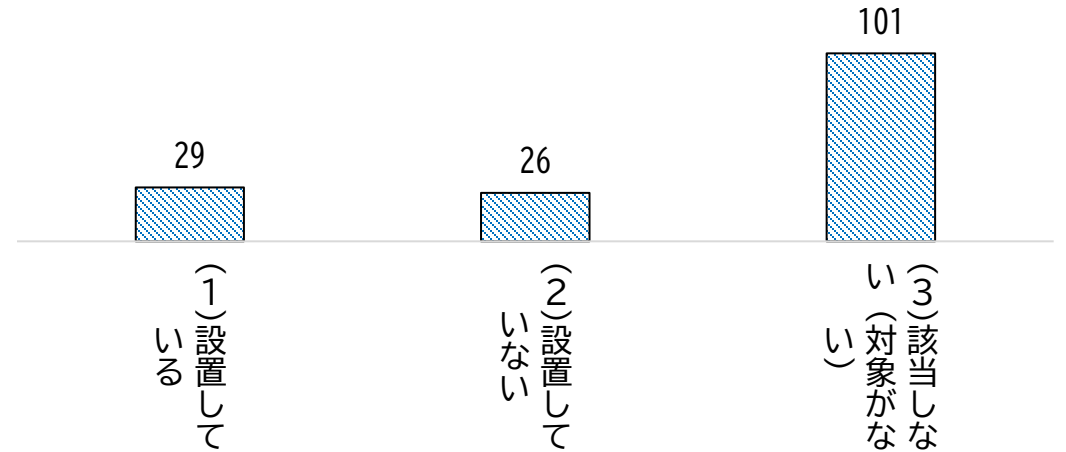


# 【全室課対象】 手話言語等促進条例の全庁横断的な取組み

5 市主催のイベントで必要に応じて「耳マーク」や「筆談マーク」の設置をしているか。

(1)設置している	29
(2)設置していない	26
(3)該当しない(対象がない)	101
総計	156

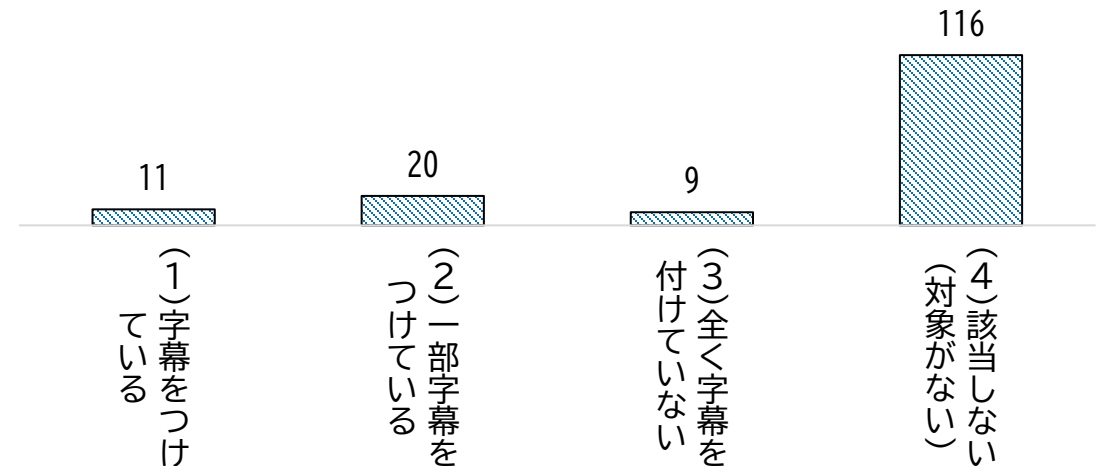
イベントでの耳マーク、筆談マーク設置



8 市が発信する動画や市議会本会議放映システムに字幕をつけているか。

(1)字幕をつけている	11
(2)一部字幕をつけている	20
(3)全く字幕を付けていない	9
(4)該当しない(対象がない)	116
総計	156

市が発信する動画の字幕対応

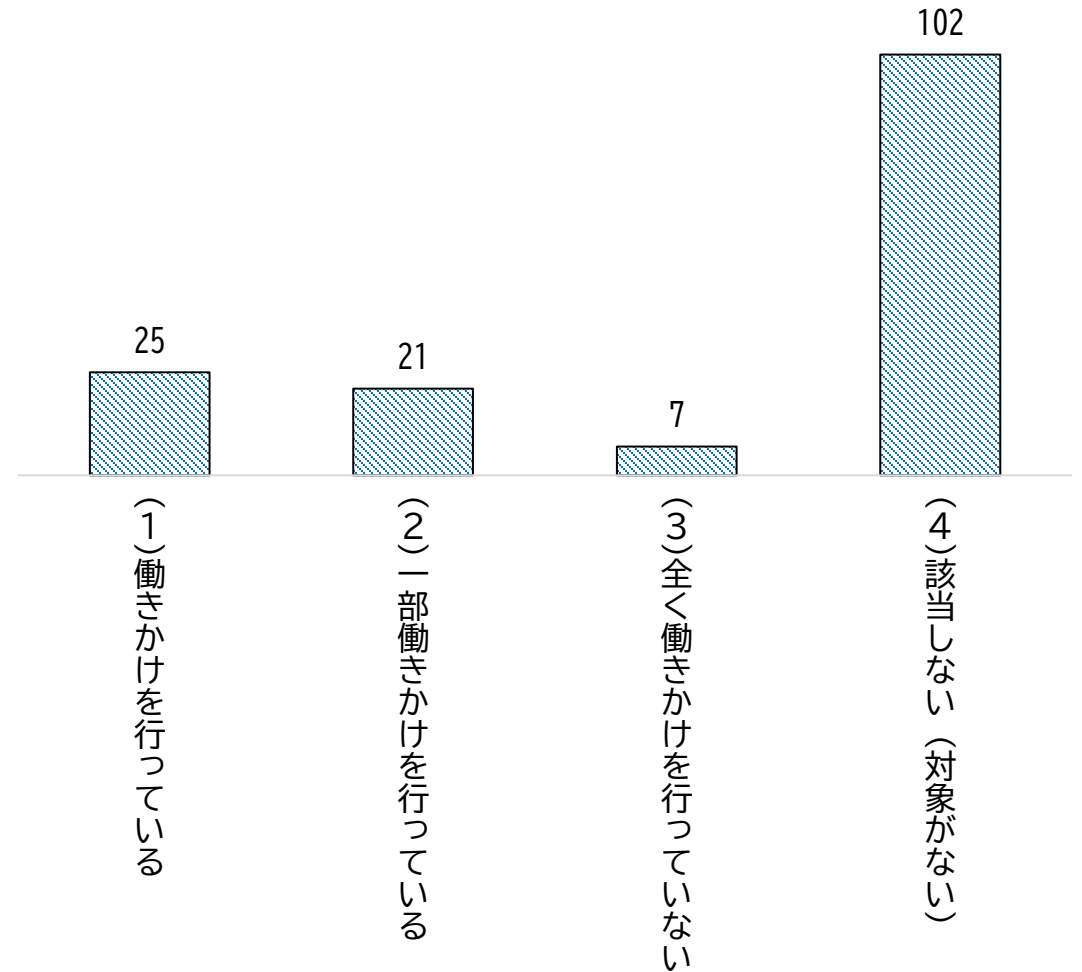


# 【全室課対象】 手話言語等促進条例の全庁横断的な取組み

9 指定管理者や委託事業者も市と同様に、多様なコミュニケーション手段を整備するよう働きかけているか

(1)働きかけを行っている	25
(2)一部働きかけを行っている	21
(3)全く働きかけを行っていない	7
(4)該当しない(対象がない)	102
総計	155

指定管理者や委託事業者への働きかけ



# 【担当室課対象】 手話言語等促進条例推進方針の取組み

【R7.7 担当室課へ進捗状況の照会】

推進方針の各取組の進捗状況結果 ※全取組の進捗状況は、「参考資料2-3\_全体 進捗管理シート」参照

令和6年度 実施 21件、一部実施 6件、検討中 4件、不実施 2件

令和7年度 実施予定 27件、**一部実施予定 4件、検討予定 2件、**不実施予定 0件

【令和7年度検討予定の取組】 ※進捗管理シート抜粋

No.	推進方針	取組	取組内容	令和7年度進捗状況(回答時点)	令和7年度 実施内容 (進捗状況が「2 一部実施予定」、「3 不実施予定」、「4 検討予定」は、理由、検討状況を記入する)	担当室課
2	1	動画配信チャンネルで手話の啓発動画を配信	吹田市イメージキャラクターすいたんと職員による手話啓発動画を令和6年(2024年)2月から継続的に配信しています。今後は、より多くの方に視聴いただけるよう、コンテンツを工夫していきます。	4 検討予定	市内大学の手話サークルや聴力障害者協会、市職員等の人材確保、手話に関する動画の案を検討。学生からの新たなアイディアを募る。	障がい福祉室
25	2	音声を文字化するICTやAIなどのデジタル技術の活用	ICTやAIなどのデジタル技術が急速に普及している現状を踏まえ、音声を文字化する機器の導入や、遠隔手話のさらなる活用など、デジタル技術を活用したコミュニケーション手段の充実を図ります。 【期限：令和8年8月】	4 検討予定	音声を文字化するICTやAIなどのデジタル技術の活用している情報を収集する。	障がい福祉室

# 手話言語等促進条例推進方針の取組み

# 関係室課の取組状況

## 【令和7年度一部実施予定の取組】

※進捗管理シート抜粋

No.	推進方針	取組	取組内容	令和7年度進捗状況(回答時点)	令和7年度 実施内容 (進捗状況が「2 一部実施予定」、「3 不実施予定」、「4 検討予定」は、理由、検討状況を記入する)	担当室課
20	2	市のイベントでの筆談対応が可能なことを示す掲示物の設置	市が主催するイベントで必要に応じて筆談対応が可能なことを示す「耳マーク」や「筆談マーク」の設置をしています。今後は、開催するイベントごとに設置の検討をするよう統一を図っていきます。	2 一部実施予定	【全庁横断的に行うこと】 取組について庁内に周知。	全室課 障がい福祉室
21	2	災害時・緊急時の情報伝達手段や避難所等での支援準備及び周知	災害時の情報伝達手段や避難所での支援体制を整備し、周知することで、障がい者が災害時にも安心して避難所を利用できるようにします。【期限：令和7年12月】	2 一部実施予定	コミュニケーションボードについて、 ・指定避難所123ヶ所のうち、小中学校53か所は配備済み。 ・残りの指定避難所は、令和7年度中に配備予定。	危機管理室
25	2	音声を文字化するICTやAIなどのデジタル技術の活用	ICTやAIなどのデジタル技術が急速に普及している現状を踏まえ、音声を文字化する機器の導入や、遠隔手話のさらなる活用など、デジタル技術を活用したコミュニケーション手段の充実を図ります。【期限：令和8年8月】	2 一部実施予定	引き続き左記ビジョンの実現に向け、先進事例の調査研究を進めるとともに、ICT相談などを通じて、各室課の取組におけるデジタル技術の活用について助言を行う。	デジタル政策室
26	2	事業者等によるコミュニケーション手段の確保などへの支援	市での取組事例の紹介や啓発を行い、事業者等による多様なコミュニケーション手段の確保が進むように支援します。【期限：令和8年8月】	2 一部実施予定	指定管理者及び施設管理運営委託業者に対し、合理的配慮チェックリストの配付を行う等、市と同様にコミュニケーション手段の整備を行うよう協力を依頼	障がい福祉室

# 令和7年度 手話言語等促進条例作業部会の開催結果

## 第1回（視覚関係）

10月22日開催

参加者：部会長1名（学識経験者）、部会員3名（視覚関係団体3名（内、当事者2名）、事務局（障がい福祉室職員）

### 主な議題

- ・推進方針の取組の進捗状況
- ・コミュニケーション手段の選択利用に関する今後の新たな取組の検討

### 主な意見

- ・点字をもっと広めたい。点字講習会の触読コースを引き続き続けてほしい。
- ・図書館の取組みを知りたい。 ※第3回の意見交換会で取扱い
- ・その他、視覚障がい者に配慮した資料に対する意見

## 第2回（聴覚関係）

10月28日開催

参加者：部会長1名（学識経験者）、部会員5名（聴覚関係団体5名（内、当事者2名）、事務局（障がい福祉室職員）

主な議題 ※第1回と同様

主な意見 ※第3回の意見交換会で取扱った意見は除く

- ・アンケート結果への意見（職員へ3つの手話を広めてほしい等）
- ・耳マーク、筆談マークの他に手話マークもある
- ・コミュニケーション支援ボードの作成について、各室課でカスタマイズしやすいように周知したほうがよい
- ・小学校での手話の取組み、災害時避難所に耳が聞こえないことを表すスカーフを設置してほしい、医療機関での手話通訳について ※第3回の意見交換会で取扱い

# 令和7年度 手話言語等促進条例作業部会の開催結果

## 第3回（視覚、聴覚合同）

11月26日開催

参加者：部会長1名（学識経験者）、部会員7名（視覚関係団体2名（内、当事者2名）、聴覚関係団体5名（内、当事者2名）、事務局（障がい福祉室職員）、事務局（関係室課：危機管理室、人事室、健康まちづくり室、学校教育室、まなびの支援課、中央図書館、千里山・佐井寺図書館）

※第1回、第2回で出た意見から関係室課に出席を要請

### 主な議題

- ・ 関係室課との意見交換
- ・ コミュニケーション手段の選択利用に関する、今後の全庁的なコミュニケーション手段の統一・周知の方向性

# 令和7年度 手話言語等促進条例作業部会の開催結果

## 第3回（視覚、聴覚合同）の主な意見

- ・「手話であいさつ」を覚え、バッチを付ける職員を増やしてほしい。
- ・職員への手話研修の際には、聴覚障がいのある職員が研修の講師をしてほしい。
- ・小学校でもっと手話を広めてほしい。
- ・災害時の避難所に、耳が聞こえないことを表す手話のスカーフ等があるので、置いてほしい。
- ・医療機関での手話通訳について、配置されている医療機関が少ない。
- ・救急搬送では手話通訳はあるが、それ以外の急に病院を必要となった際に困っている。

## 今後の方向性

- ・「手話であいさつ」について、職員への意識づけを引続き進めていく。（人事室）
- ・手話の対面研修方法を手話サークルと相談し検討する。（人事室）
- ・各学校における手話の授業の好事例を、各学校に広めていく。（学校教育室）
- ・すべての避難所にコミュニケーションボード等を配備する。（危機管理室）
- ・安心して受診できる環境整備について、市民病院と協議していく（健康まちづくり室）

# 手話言語等促進条例推進方針の取組の更新・追加

作業部会での意見を踏まえ、推進方針2の主な取組みの更新・追加を行う。

## 【推進方針2の主な取組みの更新】

現状

市のイベントでの筆談対応が可能なことを示す掲示物の設置

更新後

市のイベントで手話通訳を用意している場合、耳マークや筆談マークに加えて手話マークを掲示

## 【推進方針2の主な取組みの追加】

- ・ 市政に関して、多様な手段での情報発信に努める ※全庁横断的な取組み
- ・ 点字講習会において、中途失明者を対象とした触読コースを実施  
※既に実施済み。

# 視覚障がい者に配慮した資料作成のガイドライン（案）

※本部会で了承後、（案）を外す。

## 1 作成の目的

視覚障がい者が、「音声読み上げソフト」や「視覚障がい者用読書器」により市政情報を取得できるよう、全庁横断的な取組としての視覚障がい者に配慮した資料作成のポイントをまとめる。

## 2 視覚障がい者が利用する主なデータ形式

### (1) DAISY形式（デイジー）

録音図書データをデータ化したもので、音声に加えて目次やページ情報も記録されている。専用の再生機やアプリで利用する。

### (2) 点字データ

活字を点字に変換し、点字ディスプレイで表示する。点字プリンターで印刷することもできる。

### (3) テキストデータ

プレーンテキスト（.txt）、Word（.docx）であれば、音声読み上げソフトを使ってパソコンなどで利用できる。

### (4) 音声コード

印刷物に掲載された二次元バーコードを専用の読み取り機で、音声で読み取る。  
外部委託するほか、地方自治体は無償版の音声コード作成ソフトを利用することができる。

# 視覚障がい者に配慮した資料作成のガイドライン（案）

## 3 視覚障がい者に配慮した資料作成のポイント

### (1) テキストデータ（Word（.docx））による資料作成

- ① 白黒で作成し、カラーは使用しない。
- ② 強調したい部分は「」（カギカッコ）でくくる等し、太字や下線は使用しない。

### (2) その他のデータ形式による資料作成

#### ア Excel

- ① 表に、分割セルや結合セルを極力含まないようにする。また、入れ子になったテーブルを含まないようにする。
- ② 資料内容の冒頭に表が複数あること等の説明を書く。
- ③ 表の前に、見出し行や、どのような内容を表示しているかの説明を書く。
- ④ 空白行はつぐらないか、1行のみとする。
- ⑤ マークを使用するときは、その説明を書く。
- ⑥ 年度等は表の各データのセル内に記載する。

# 視覚障がい者に配慮した資料作成のガイドライン（案）

## イ PowerPoint

- ① 音声読み上げソフトでは、特別に操作しない限り各スライドのタイトルしか読まないため、代替のテキストデータを用意する。
- ② 紙に印刷したスライドを「視覚障がい者用読書器（※）」でテキストに変換できる場合があるが、イラストを多用している、カラー印刷、文字のフォントが小さい等で正確に読めないことが多い。

（※）障がい福祉室が実施する日常生活用具給付の対象種目となるが、機器によって文字等を読むことができない全盲の方は給付の対象外

## ウ PDFファイル

透明テキスト付きPDFであれば音声読み上げソフトに対応するが、通常のPDFファイルは対応していないため、代替のテキストデータを用意する。